安城市監査公表第１６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和８年１０月２６日

安城市監査委員　中　西　　肇

安城市監査委員　大　屋　明　仁

第１　監査の種類

定例監査

第２　監査の対象及び期間

産業部農務課　令和８年８月５日から９月３０日まで

生涯学習部文化振興課　令和８年８月５日から９月３０日まで

第３　監査の方法

安城市監査基準に準拠し、産業部農務課及び生涯学習部文化振興課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに、前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第４　監査の方針

令和８年７月末日までの令和８年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また、備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。なお、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第５　監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。ただし、次に掲げる事務において「指導事項」が見受けられたので適切な措置を講じられたい。このことは、当該部署はもとより、他の部署においても共有すべき事項となるため、事務処理の見直しや改善の際の参考とされたい。

産業部農務課

【指導事項】

収入関係

収納金を入金するまでに１か月以上の期間を要しているものが見受けられたため、再発防止に努められたい。